

特定建設作業のしおり

騒音規制法、振動規制法に基づく特定建設作業の実施の届出

特定建設作業とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業であって騒音規制法及び振動規制法において政令で定めるものを特定建設作業といいます。

◆届出要領

1 届出義務者

建設工事の元請業者で、法人の場合はその代表者です。

2 届出期限

工事開始日の7日前まで

3 届出書類

特定建設作業の種類ごとに、各2部ずつ提出して下さい。

- ① 特定建設作業実施届出書
- ② 工事工程表（特定建設作業の工程を明示したもの）
- ③ 位置図（付近見取図）
- ④ 使用する機械の型式、性能等がわかるもの

4 届出の必要な範囲（地域）

騒音規制法及び振動規制法に基づく指定地域内における作業について届出が必要です。

（指定地域外の場合は、届出の必要はありません）

届出が必要な地域かどうかの確認は、諫早市環境政策課または工事を行う地域の支所地域総務課までお問合せ下さい。

5 提出先

工事を実施する場所が、諫早地域の場合は、諫早市役所環境政策課（本館5階）へ。
その他の地域（多良見、森山、飯盛、高来、小長井）は、各支所の地域総務課へ提出して下さい。

《問合せ先》

諫早市役所	環境政策課	〒854-8601 東小路町7-1	TEL 0957-22-1500
多良見支所	地域総務課	〒859-0495 多良見町化屋1800	TEL 0957-43-1111
森山支所	地域総務課	〒854-0292 森山町本村1300	TEL 0957-36-1111
飯盛支所	地域総務課	〒854-1112 飯盛町開1929-3	TEL 0957-48-1111
高来支所	地域総務課	〒859-0192 高来町三部壱528	TEL 0957-32-2111
小長井支所	地域総務課	〒859-0194 小長井町小川原浦500	TEL 0957-34-2111

騒音規制法に規定する特定建設作業

1 くい打機（もんけんを除く。）、くい打機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）

○届出を要するもの

- ・エアーハンマ
- ・油圧ハンマ
- ・パイルエキストラクタ
- ・ドロップハンマ
- ・スチームハンマ
- ・ディーゼルハンマ
- ・振動くい打機（振動パイルドライバ、バイブロハンマ）

×届出を要しないもの

- ・もんけん
- ・オールケーシング掘削機
- ・アースオーガー
- ・アースドリル
- ・圧入式くい打くい抜機（油圧式又はウォータージェット式）
- ・ジェット掘削圧入装置（JJパイル機、WJ機等）

2 びょう打機を使用する作業

○届出を要するもの

- ・リベットハンマ（リベッター、リベッティングハンマ、リベットガン）

×届出を要しないもの

- ・トルクレンチ
- ・電動ナットランナ
- ・エスパーレンチ
- ・インパクトレンチ

3 さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）

○届出を要するもの

- ・ハンドハンマ
- ・ブレーカー
- ・ドリフタ
- ・ピックハンマー
- ・ストーパ
- ・レッドグリル
- ・ジャックハンマ

×届出を要しないもの

- ・コンクリートカッタ
- ・コンクリート破壊機

4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動力の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）

○届出を要するもの

- ・エンジン駆動型

×届出を要しないもの

- ・電動型

※さく岩機の動力源として空気圧縮機が使用される作業は、さく岩機を使用する作業として扱う。

5 コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練容量が200kg以上とのものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）

○届出を要するもの

- ・コンクリートプラント
- ・アスファルトプラント

×届出を要しないもの

- ・アスファルトサイクリングプラント

6 バックホウを使用する作業（原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）

7 トラクターショベルを使用する作業（原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）

8 ブルドーザーを使用する作業（原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）

※6～8については、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして国土交通省が指定するもの（超低騒音型、低騒音型として指定を受けたもの）は除きます。

※国土交通省低騒音型建設機械

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000003.html

振動規制法に規定する特定建設作業

- 1 くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）くい抜機（油圧くい抜機を除く。）又は、くい打機くい抜機（圧入式くい打機くい抜機を除く。）を使用する作業。
- 2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- 3 舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
- 4 ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点の最大距離が50mを超えない作業に限る。）

◇特定建設作業に係る規制基準

区域の区分	第1号区域			第2号区域		
規制項目	規制値	作業時間	作業期間	規制値	作業時間	作業期間
騒音規制法	85dB以上	19時～7時禁止 1日10時間以内	連続6日以内 日曜休日原則禁止	85dB以上	22時～6時禁止 1日10時間以内	連続6日以内 日曜休日原則禁止
振動規制法	75dB以上	19時～7時禁止 1日10時間以内	連続6日以内 日曜休日原則禁止	75dB以上	22時～6時禁止 1日10時間以内	連続6日以内 日曜休日原則禁止

備考 1 第1号区域：第1種区域、第2種区域及び第3種区域の全域並びに第4種区域で、学校、保育所、病院、患者を収容する診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域

- 2 規制値の基準は、敷地境界線における基準値である。
- 3 規制基準を超えている場合、騒音、振動の防止方法のみならず、1日の作業時間を上記に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告または命令する場合があります。

◇参考

- 1 特定建設作業が2つ以上の市町村にまたがる場合の届出は、両市町へ届出の必要があります。
- 2 法第14条に基づく届出後、届出記載内容に変更が生じた場合、法律上、変更の届出の規定はないが、その旨を市役所へ連絡し指示を受けること。
- 3 同一の工事で複数の特定建設作業が実施される場合は、種類ごとに届出が必要である。
- 4 特定建設作業に伴う建設工事を施行しようとする者は、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う場合を除き、7日前までに届出なければならないことになっており、届出が遅れた場合は、届出日の翌日から7日間は作業ができないことになり、工事を遅らせなければならなくなるので注意が必要である。（届出する日及び作業を開始する日を除く中7日が必要）
- 5 さく岩機を使用する作業は、「1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る」となっているが、この2地点間の距離は2地点間を直線距離で結んだ距離のことである。
- 6 第2号区域のうち、学校、病院等の敷地境界から80mの区域は第1号区域とする。
- 7 当該作業がその作業を開始した日に終わるものは、政令で定める特定建設作業から除外されることにより届出の必要はない。
- 8 特定建設作業を実施するにあたっては、作業開始前に近隣の住民に工事の説明会等を行い、工事に対する理解を求め、騒音や振動の苦情が発生しないように十分に留意して下さい。

～特定建設作業実施届出書式記入要項～

- ① 届出をする年月日を記入する。
 - ② 氏名又は名称並びに法人にあってはその代表者の氏名を署名又は記名押印する。

届出者は、「特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者」であるので、工事の注文者ではなく施工する建設業者であること。
下請業者を使用して工事を行う場合には元請業者が届出者であること。
 - ③ 工事発注者との間で請負契約書を取りかわしている場合は、その契約書に記載されている工事名を記入する。

(記入例) ○○ビル建設工事 △△学校新築工事 □□アパート解体工事
 - ④ ③の工事を補足する意味で、出来上がる施設や工作物又はその規模等を具体的に記入する。

(記入例) ○○ビル △△学校体育館 鉄骨・鉄筋コンクリートビル□□m²
 - ⑤ 特定建設作業の作業名を記入する。

(記入例) くい打ち機を使用する作業 コンクリートプラント
※「さく岩機を使用する作業」を行う場合において、その動力として空気圧縮機を使用するときは、「さく岩機、空気圧縮機を使用する作業」ではなく、「さく岩機を使用する作業」のみ記載する。
 - ⑥ 機械の名称、型式及び仕様を記入する。

(記入例) パイルドライバSN809 ○○製 50t ブレーカK N327 ○○製 1t
 - ⑦ 作業を実施する場所を記入する。
 - ⑧ 特定建設作業を実施する全期間日数を記入すること。その期間中に作業をしない日がわかっている場合はその休止日を明記別紙工程表に記入してもよい。
 - ⑨ 作業の開始時刻と終了時刻を記入する。

(記入例) 作業日は、上記の作業を行う日数を記入する。
実働時間は、1日の作業時間を記入する。
 - ⑩ 防止の措置を具体的に記入する。

作業開始	作業終了	作業日	実働時間
自 8 時	至 17 時	平日	8 時間
(記入例) ・使用する機械は、可能な限り低騒音型にした。		10日間	80時間
・防音シートでカバーする。			
・作業時にはエンジンの無理な負荷あるいは空ぶかしをしないようにする。			
・消音装置を設置する。			
 - ⑪～⑭ 様式に従い住所・氏名等を記入する。
 - ⑮、⑯ 記載しないこと。
- ◇添付書類について
工事工程表（特定建設作業の工程を明示したもの）、位置図（付近見取図）、使用する機械の型式、性能等がわかるものを添付すること。
- ◇届出をするにあたっての注意事項
- 1 届出は特定建設作業を開始する日の7日前までに届出をすること。

(届出する日及び作業を開始する日を除く中7日が必要です。)
例：7月18日作業を開始する場合は、7月10日までに届出が必要となります。
 - 2 届出書は、2部提出して下さい。（市・事業者控）